

市立総合病院の医薬分業

「院外処方せん」7月から全面実施

医薬分業という言葉聞いたことはありますか？ これは医師と薬剤師それぞれが専門の分野で医療を行えるように、仕事を分担させるということです。医学・薬学が目覚ましく進歩し、治療方法も薬の種類も複雑になってきていることから、医師は患者の診察・治療に、薬剤師は専門知識に基づいた薬の調剤に専念し、患者さんがよりよい医療を受けられるようにしようということで国（厚生省）が進めているものです。

市立総合病院では、この医薬分業を推進するため、五年二月から希望者には「院外処方せん」を発行してきました。そして六年四月からは、全面实施へ切り替える前段階として、原則的に院外処方せんを発行し、七月からは、一部の例外を除いてすべて院外処方せんを発行します。

最近、病院や医院へ行って治療を受けた後に、薬の名前を書いた処方せんを渡されることがあると思います。これまでは、薬は診察を受けた病院や医院でもらっていましたが、今は市内の病・医院でも院外処方せんによって、保険薬局で調剤してもらうように変わってきています。

「今お医者さんからもらっている薬がとてども体にあつて具合がいいのに、薬局へその院外処方せんを持っていって同じ薬をもらえぬの？」と心配する人もいます。心配はいりません。薬局では処方せんに書いてある薬を正確に調剤してくれます。お医者さんからも薬局からでも同じ薬をもらえるのです。

また、処方せんで調剤した薬局では、患者さんの薬をすべて記録しておく「薬歴カード」を作り、今までにどの薬をどのくらい飲み続けているか、どんな薬を飲んだときに体に異常があったかなどを、医師のカルテと同じように記録しておいてくれます。

例えば、年を取るにしたがつて体のあちこちに異常が出てくると、内科にかかったり整形外科にかかったり、眼科にかかったりと、いろいろなお医者さんに通うことがあります。そうすると各科から同じような作用の薬が出ていたり、反対に効き目を弱めあう薬を飲んでいたりする場合もでてきます。こんなとき、いつも行っている薬局へ処方せんを持っていけば、薬歴カードでチェックできるわけです。もしも薬の害が心配されるような場合にはお医者さんへ連絡して薬を換えてもらったり、ほかにもらっている薬と一緒に飲んでもよいかどうかを確認したりできます。また、薬歴カードがあるということからは、患者さんにとつても役立つ大切なことなのです。

処方せんは4日間有効

さて、薬歴を作ってもらったり、薬をチェックしてもらったりするの